

## 平成30年7月豪雨、大阪近郊地震で被災された学生のみなさんへ（家計支持者の被災を含む）

茨城大学では、平成30年7月豪雨、大阪近郊地震で被災された学生のみなさんに対し、平成30年度に限り、以下の経済支援を行います。

### 1. 被災学生に対する授業料免除

平成30年度後学期授業料免除申請時期に、授業料免除を申請することで、平成30年度の前学及び後学期の授業料免除を行います。

### 2. 申請条件

学生本人、または家計支持者が被災しており、罹災証明書の提出が可能であること。

（万が一、提出できない場合は、学生支援センターに相談してください。）

家計支持者が死亡している場合、または家計支持者（本人）の居住する家屋が全壊、大規模半壊、半壊、または、流失、床上浸水していることが条件となります。

### 3. 審査について

学力審査は行いません。経済状況のみで審査を行います。

原則、平成30年度の課税証明書に記載の市町村民税所得割額の世帯合計（父母等の家計支持者の課税状況）で審査をしますが、被災により死亡、失職、停職、休職等が生じ、被災前の世帯収入より、被災後の世帯収入が3割以上減額している場合は減額後の収入により、家計基準を判定します。

### 4. 免除額について

本学の定める所得割額段階表（以下、家計基準）で以下に該当するときは、授業料の免除を行います。

前学期分の授業料を既納している場合は、免除の決定額について返還いたします。

また、前学期分の授業料をまだ納入していない場合は、後学期の授業料の免除の審査が確定するまで、納入を延期することができます。

家計基準Ⅰに該当	前学期及び後学期の授業料の全額免除
家計基準Ⅱ～Ⅴに該当	前学期及び後学期の授業料の半額免除

（以下は学部学生のみ）

家計基準Ⅱに該当し、一人親または多子世帯の場合 前学期及び後学期の授業料の全額免除

※ 既に前学期に授業料の全額免除を受けた学生、または家計基準がⅡ～Ⅴの学生で授業料半額免除を受けた学生は後学期のみの授業料免除となります。

### 5. お問い合わせ先

茨城大学学生支援センター 029-228-8067 または 8059

※ 申請を希望される学生は、事前に必ずお問い合わせください。